

中国共産党の対チベット政策

小林 朝美

The Tibetan Policy of Chinese Communist Party

Asami Kobayashi

This study is a part of the master degree thesis on Tibet that covers the religious policy of CCP (Chinese Communist Party) toward Tibet. For the last 50 years of 20th century, various policies by CCP have been undertaken into Tibet. Up to now, however, they are not always successful. On the contrary, it can be recognized that antagonistic feeling of Tibetan people against Han race has been even accelerated.

This is why one of reasons for it may be attributed to the religious policy of CCP toward Tibet. This is an author's hypothesis.

Tibetan Buddhism is the very spiritual axis of Tibetan people which dominates their way of thinking as well as their politics, habits and customs. The religion regulates their life as a whole. It can be said their identity has originated from Buddhism. Religion, politics and social life are one thing.

From this hypothesis, two focuses are put on this study, firstly, religious policy of CCP, and secondly, social reform policy backed by class struggle theory.

Up to the Republic of China period until 1949, traditional central government neither had any power to introduce religious policy nor to proceed social reform. They only stucked to political unification that Tibet was a part of China, letting religion and social stratum remain unchanged.

CCP, however, after realization of political unification has begun to undertake to separate religion from politics since 1958. This is the very start of tragedy and turmoil of Tibetan people, though it is recognized freedom of religion in the Constitution. What is more, CCP has tried to change the spirit of Tibetan through education.

The author analyzes how CCP has practiced this policy and what results were produced.

はじめに

チベット族の最も重要なアイデンティティーとは言うまでもなくチベット仏教である。アイデンティティーとは、カール・ドイッチュが「自分自身の記憶と自分についての認知と意識」[Deutsch 1974] であると定義したように、自分が誰であるのかを探求すること、すなわち自己確認の方法を指す。これは裏を返せば、アイデンティティー

を喪失するということは自分が誰かわからなくなるということを意味している。さらに民族のアイデンティティーとなると、対象が個人から集団に拡大し集団の求心力となるため、さらに重要度を増す。当然、その喪失時の混乱も大きくなる。チベット仏教はチベット族がチベット族である証であり、そう認識するために不可欠な存在といえる。では、中共の統治下でチベット仏教はどのように扱われているのだろうか。つまり彼らのアイデン

ティティーは守られているのだろうか。本論の目的はこの問い合わせを宗教政策から明らかにすることにある。新中国において一貫してとられてきた宗教政策の基本は、宗教信仰の自由政策であった。歴史上、これが無効とされたのは文革（文化大革命）期だけであり、このことは中共も認めるところである。では、文革期の誤りを認め、宗教信仰の自由政策を再度とっている（回復させている）にもかかわらず、なぜチベット族による「宗教信仰の自由」を求める運動が未だに続いているのだろうか。これに答えるには、中共のいう「宗教信仰の自由」とはどのような意味なのか、時代によってその解釈はどう変わったのか、あるいは変わらないのか、また宗教における民主改革とはどのようなものだったのかなどを明らかにしなければならない。よってここでは、文革期前後、すなわち民主改革期（1959年～65年頃）と改革・開放期（1977年～）に重点をおいて上記の問題点を捉え、チベット伝統社会の変化を見てゆく。これらの時期に着目する理由は、現在の宗教政策は基本的に文革前、すなわち民主改革期の政策を維持していること、また文革を終え宗教政策を回復させようと試みる中共の政策が改革・開放を経て回復から管理強化に傾いてきたからである。なお、宗教上の改革（政策変更）は民主改革期前から行われており、それが1959年チベット事件の一要因と考える立場から、必要に応じて若干時代を前後することもある。

1. 民主改革と政教分離政策

毛沢東はチベットでの民主改革に非常に慎重な態度をとっていた。民主改革の最大の目的は土地改革であり、それは統一戦線の重要なパートナーである宗教指導者の特権を廃止することを意味したからである。解放から日も浅く、宗教と政治社会が一体化した特殊な地域、チベットを統治するにあたり宗教指導者の存在は欠かせないものであった。17条協約では、「マルクス主義民族理論の運用と発展に向かって国家主権の基礎の上に」〔陰1994：7〕チベット内部制度の変更をしないことが記されている。その様子についてチベット解放を請け負った西南局第2野戦軍の陰法唐は「社会主义新中国において、比較的長期間留保されたのは大規模な少数民族地区の封建農奴制で、実際“一

国両制”に近いモデルだった」〔陰 1994：7〕と述べている。中共はマルクス主義を掲げつつも、国家の志向性とは矛盾するこれらの例外を許容してまで、チベットを手放すことができなかった。それほど、チベットは国家目標にとって、そしてなにより国家存続にとって重要な地域だったのである。

しかし、このような稳健・慎重な態度は徐々に変化していく。民主改革の幕開けである。ここで注意すべき点はチベットでの民主改革とは、第1に土地改革であり、第2に宗教改革であり、第3に社会主義改造でもある点である。現状維持が基本であったチベットにおいて改革の兆しが見え始めたのは1958年5月の中共第8回党大会第2回会議のころからである。この大会で国家民族事務委員会副主任の楊靜仁は「5つの政教分離政策」を発表した。その内容は以下のとおりである。

1. 民族と宗教を分ける
2. 宗教信仰と宗教制度を分ける
3. 宗教と行政を分ける（宗教が法律・行政・司法に干渉するのを禁止する）
4. 宗教と教育を分ける（学校で経典を生徒に教えてはならない）
5. 党内と党外を分ける（党員の宗教信仰を禁止する）〔黄 1993 a : 117〕

これは、もともとイスラムに対する政策であったが、1958年9月に中共中央統一戦線部主催のラマ教問題座談会で宗教指導者の特権廃止を盛り込んだ同様の政策がとられていくことから、事实上イスラムという限定はいらない。さらに同58年12月7日に出された「当面のイスラム教・ラマ教工作問題についての報告」は以下のように提案している。

1. 寺廟の私設法廷、牢屋、刑罰、頭人（チベット人部落の首長）の派遣、アホン（イスラム聖職者）の武器私蔵、婚姻への干渉、女性軽視、教育への干渉など、すべての宗教的封建特権を廃止する。
2. ラマ教寺院や清真寺（モスク）の生産手段を取り上げ、高利貸・無償労役などの搾取制度を廃止する。
3. 寺院が大衆の財物を吸い上げるのを禁止する。

宗教活動は生産を妨げず国家の法律に反しないものだけとする。

4. 寺院は大衆に宗教を強制してはならない。ラマには還俗の自由がある。
5. 執事制度、等級制度、懲罰制度などの寺院の封建管理制度を廃止する。宗教者といえども、労働その他公民の義務を果たさせる。〔黄1993a:408-409、江平1994:430-431〕

これらの良し悪しはここでは問わないが、これらがチベットの社会自体に変容を迫るものであったことは確かである。約300年間続いてきた政教一体という社会制度¹⁾が外部から変化させられることへの恐怖や嫌悪感は言うに及ばない。また、それが社会の軸である宗教に及ぶとなれば反発の度合いはいっそう強まって当然である。

民主改革が準備段階から本格化へ転ずるきっかけは1959年3月のチベット事件である。具体的には同59年3月22日に中共が「チベット反乱平定の中で民主改革を実行することについての若干の政策問題の指示」を発出し、反乱平定とともに民主改革に乗り出す。本格的民主改革の様子を、同59年7月17日に開かれたチベット自治区準備委員会第2次会議からみてみよう。この会議では「民主改革の決議について」と題した意見が提出された。寺廟に関する改革は「三反三算」(反乱・奴隸制・封建的特権の反対と政治的迫害・等級制・経済的剥奪に決着をつける)〔丹、張1991a:287〕と表現された。以下はその具体的内容である。

1. 寺院の生産手段所有制を廃止し、必要量を超えた家屋、役畜、農具などを含む寺院の土地とその生産手段を買い戻し、農牧民に分配し、必要量以上の食糧および牧畜を農牧民に貸し与える。
2. 寺院による高利貸し、債務と労役、差役²⁾などの制度をなくす。
3. 寺院の執事制度³⁾、等級制度、懲罰制度および寺院間の従属制度を含む封建管理制度をなくす。
4. 必要以上の寺院と僧および尼僧の数を調整し寺院経済に対しては政府が助成する。

〔呂1991:91-92、丹、張1991a:286-289〕

民主改革前のチベット社会は封建的農奴制であった。この場合、主要な生産手段は一般的には土地になる。チベットの場合、この「土地」には耕地だけでなく、山・水・草木・建築物および非耕地が含まれる。これを政府、上層ラマ、貴族の3大領主⁴⁾がそれぞれ38%、37%、25%ずつ占有していた〔島田1978:89〕。領主間の力関係は「政府はその管轄する僧俗領主の一切の土地に対して封賜あるいは没収する権力をも」〔葉、禾1959:8-9〕っていたことから、政府を頂点としていたといえる。しかし、その政府は同59年3月28日に国務院により解散させられ、その職務はチベット自治区準備委員会が引き継ぐこととなった〔王1993:16〕。すなわち、チベットの伝統的社会は名実ともに変革期を迎えたのである。このような状態においても「改革は人々の宗教信仰を取り消しあるいは制限するのもではなく、改革中も宗教信仰の自由政策は堅持されていた」〔呂1991:91〕という。しかし、民主改革がチベット事件の平定と同時に行われたこと、またパンчен・ラマによる「七万言書」の内容から考えてもこの言葉を鵜呑みにはできない。「七万言書」とは1961年から翌62年にかけて中央チベットだけでなく青海、甘肅などのチベット族居住地区の事件平定および民主改革の状況を視察したパンчен・ラマの中央への嘆願書である。そこではあまりに悲惨な現地の状況を以下のように訴えている。

民主改革後、仏教は壊滅的に衰退し滅亡に瀕していて、われわれチベット族人民の心には忍び難いことである。(中略) 青海・甘肅・四川・雲南の一部のチベット地区では、老人や子供、女性など戦うことができないものを除き、青年、壯年男性および事情に通じている人間の大部分は逮捕され、牢屋に入れられた。チベット自治区には2500ヶ所の僧院があったが、今では70ヶ所だけとなり、93%の僧侶・尼僧が追放された〔降辺嘉措1991:203-205、TIN1997:52〕

また、チベット中央部ではすさまじい平定作戦と急激な民主改革が同時に進められ、61年末までの鎮圧作戦では武装勢力9万3000人を殲滅したという〔毛里1998:109〕⁵⁾。

さらに、現在チベット自治区となっている地域

図表1 現チベット自治区内のチベット事件参加数およびその割合

組織・身分	全体数（ヶ所・世帯）	参加数（ヶ所・世帯）	参加割合（%）
寺院（大・小）	2678*	1436	54
貴族・大頭目	634	462	73
農奴主とその代理人	4000**	1200	30
僧侶・尼僧	112,650	68,000	60.3

注：*洛桑丹珍・赤来論文の数値を採用。『拉薩史』は2672としている。**原典にはなかったため、参加数とその割合から算出。

出典：洛桑丹珍・赤来「西藏社会的発展進歩与党的統一戦線」『西藏研究』1995年3号、pp.2-3。傅崇蘭主編『拉薩史』中国社会科学出版社、1994、p.224。より作成

で動乱に参加したものの数値を中国側が図表1のように報告している。時代は前後するが、民主改革がチベット事件の制裁的要素を含んでいたことから付記する。

これらを数値上だけで判断しても、チベット事件は旧支配層の65%近くを巻き込んだ大規模な反乱だったといえる。もっとも、中共は動乱後、農奴主およびその代理人に対する買い戻し政策を実施している。反乱に参加しなかった農奴主およびその代理人を民族資産階級とし国家が土地を買い戻して損をさせないようにし、人民政府は彼らの生活を請け負い、改革後の生活水準が下がらないよう保証〔陰 1994：7〕したので、農奴主の数値が抑えられている可能性が指摘できる。いずれにせよ、中共はその平定と称して民主改革を行い、寺院を動乱前の2.8%、僧および尼僧を7%にまで減らしたのである。それはたった2年ほどの間に10万人近い死者を出す状況であった。「宗教信仰の自由」とはこのような状況を指していたのである。

2. 宗教政策の根本的矛盾

そもそも中共のいう「宗教信仰の自由」とはどのようなものであろうか。中共は各民族の宗教信仰に対して早くから政教分離と宗教信仰の自由を保証している。1931年に出された「中華ソビエト憲法大綱」で「労苦をした工農民が眞の信教の自由を持つことを保証することを目的とし、政教分離の原則を絶対に実行する」〔江平 1994：425〕とうたっている。ここで注意すべきことは政教分離と宗教信仰の自由が対になっていることである。これは信教の自由を守るために政教分

離が欠かせないと読み取れる。この方針は中華人民共和国成立後も維持されている。

まず、中共の「宗教信仰の自由」という概念はマルクス主義の宗教理論から発生している。この理論は、民主改革期にヨーロッパの資産階級から提起された「宗教信仰の自由」というスローガンの実質に対する批判から発生している。このスローガンは“政教合一”的封建專制主義ではひとつの宗教を信仰することを許しているだけにすぎず、各種の宗教を信仰する自由を要求しているという〔江平 1994：426〕。これは「宗教信仰の自由」とは「特定の宗教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択したまは変更することについて個人が任意に決定する自由」〔佐藤 1998：486〕だとする今日の一般的定義にあたる。マルクスはこれに対して「資産階級の‘信仰の自由’とはただ各種宗教の信仰の自由を容認しているだけで、労働党は宗教の妖術から信仰を解放することを忘れてはいる」〔江平 1994：426〕と指摘している。マルクスのいう「宗教信仰の自由」とは宗教を自由に信仰することというより「宗教に拘束されないこと」なのである。中共もその宗教信仰の自由政策の実質を「政教分離の原則の下、公民個人が自由に私事を選択するために宗教信仰を真に正しくせしめる」〔江平 1994：426〕こととし、宗教が私事だけでなく政治（国家）の選択を妨げない（政教分離）点を新たに強調しつつマルクスの主張に沿う見解を示している。これに裏打ちされて前述のような政治色の強い内容の基本的政策が打ち出されたのである。さらに、この方針は基本的に現在まで変わっていない。以下はそれを裏付ける1982年3月に中共中央から発出された「我国社会主义時期における宗教問題の基本的政策」

〔龚学增 1998：247-253、中共中央文献研究室総合研究組・国務院宗教事務局政策法規司1995：53-73〕である。

1. 公民は宗教信仰の自由を持っているし、宗教を信仰しない自由も有している
2. 国家は政教分離を実行し、宗教は国家の行政、司法、学校教育と社会公共教育に干渉してはならない
3. 宗教界の統一戦線を強化し拡大する
4. 宗教団体と宗教事務は外国勢力の支配を受けない
5. 宗教事務の管理を法に基づいて強化する
6. その他
 - (1) 共産党員は宗教を信仰してはならない
 - (2) 無神論の宣伝教育を強化する
 - (3) 対外協力においては宗教と経済技術援助の分離原則を堅持する

これらと前述の1958年5月の「5つの政教分離政策」とを比較してみると、中共の宗教政策の根本にはなんら変化はないとわかる。では「宗教信仰の自由」政策遂行の前提と位置付けられているこの「政教分離」はどのようなものなのだろうか。

一般的に「政教分離」の定義および解釈は曖昧で統一見解はないといってよいという〔百地1997：4〕。そこでここではその定義を「国家と宗教の分離」とし、解釈はジョン・ロック（Jhon Locke）の意見に沿うこととする。フランスの法学者、ジャック・ロベール（Jacques Robert）が国家と宗教の関係を①融合型（政教一致）②同盟型（国家と宗教はそれぞれ独立しているが教会組織やその運営に関して両者に法的関係あり）③分離型（国家は宗教の自由を保障し、教会の運営に関与しない）と大きく3つに分類するように、実際のところ、一口に国家と宗教の分離といってもそのレベルはまちまちである。しかし、ロックの解釈に沿うと、政教分離は今日の（西洋型近代）国家においてかなりの普遍性をもつといえるからである。ロックによると「政教分離」には以下のようないくつかの命題があるという。

- ① 政治と宗教はその任務・役割において明確に区別されなければならない。
- ② 政治の担い手たる国家と宗教の担い手たる教

会は区別され、組織的にも分離されなければならない。

- ③ 政治と宗教は互いにその役割を尊重せねばならず、したがって互いの領域に介入・干渉してはならない。〔ロック 1997：4〕

ここで重要なことは、一般的政教分離では政治と宗教が「互いの」領域に介入・干渉してはならないことが含まれる点である。確かに、中共のいう政教分離でも宗教が政治に介入することは厳しく禁じられている。しかし、政治が宗教に介入することははっきりと禁じていない。それどころか、実際の政策上で見ると、国家による宗教への介入を積極的に行っているのである。一般的意味での政教分離とは異なる中共の解釈がここにある。国家（中共）が宗教に介入する様子を宗教管理の強化過程から追うと以下のようなになる。

1949年共同綱領⁶⁾

第1章第5条で「中華人民共和国の人民は宗教信仰の自由の権利を有する」〔大久保 1971b：1011〕と規定

1951年

各級人民政府に宗教事務部門設置。これらを統括する機構として国務院直属の宗教事務局も設置

1951年2月「反革命処罰条例」〔日本国際問題研究所中国部会 1969：262-264〕

反革命を国家転覆、政権の政策に反対することなどとし、第16条で類推適用⁷⁾、第18条で溯及効⁸⁾を規定

54年憲法⁹⁾〔日本国際問題研究所中国部会 1970：249〕

第3章第88条で「中華人民共和国の公民は宗教信仰の自由を有する」と規定

75年および78年憲法

宗教信仰の自由とともに「宗教を信仰しない権利」および「無神論を宣伝する自由」も併記

1979年7月「刑法」制定

反革命罪を規定

82年憲法

第36条で初めて「国家は正常な宗教活動を保護する。何人も宗教を社会秩序の破壊、公民の身体健康への損害、国家教育制度の妨害に利用してはならない。宗教団体と宗教事務は外国勢力の支配を受けない」〔国务院法制局編 1995 a : 4〕と規定。「無神論を宣伝する自由」削除。

1994年1月31日「中華人民共和国国内での外国人の宗教活動管理規定」

外国人の中国国内での信教の自由を保証（第1条）、県級以上の人民政府宗教事務部門が許可した場所で挙行される外国人参加の宗教活動に参加できる（第4条）、中国国内で宗教活動を行う場合、中国の法律、法規を遵守し、宗教組織や宗教事務機構、宗教活動場所を設立したり宗教学校を開校してはならない。中国公民に信者を増やしたり宗教職員を委任したり、その他の伝導活動をしてはならない（第8条）〔国务院法制局編 1995 b : 2263〕

1994年1月31日「宗教活動場所管理条例」

宗教活動場所を設立する場合は必ず登記を行う（第2条）、宗教活動場所は該当場所の管理組織を通して自主管理する（第3条）、何人も宗教活動場所を国家統一、民族団結、社会安定の破壊に利用したり、公民の身体健康を阻害したり、国家教育制度の妨害に利用してはならない（第4条）、活動場所に常住するあるいは外来で時に居住するものは国家戸籍管理規定を遵守しなければならない（第5条）、県級以上の人民政府宗教事務部門は本条例の執行状況に対する指導、監督を行う（第13条）〔国务院法制局編 1995 b : 2264〕

1997年3月「刑法」改正

反革命罪が国家安全危害罪に変わる

99年憲法改正

反革命活動を國家の安全に危害を及ぼす犯罪活動に改める〔田中 1999 : 266-268〕

チベットは宗教組織が国家そのものである政教一体の社会であった。ロベールのモデルで言えば融合型である。中共はそこに全く逆の概念である

政教分離を持ち込んだ。本来、M. S. ペーツが「政教分離は国家の強制的、世俗間的な性格に対抗して、宗教の自由意思による精神的性格を表現しうるが故に信教の自由と合致する」〔ペーツ 1949 : 182〕と表現するように、これによって信教の自由が守られる。ゆえに、政教分離は国家の非宗教性ないし宗教に対する中立性を意味し、その目的は信教の自由を徹底的に保障すること、そして民主主義を確立することにある〔佐藤 1998 : 519〕とされているのである。しかし、中共の言う政教分離とは宗教が国家に干渉しないというだけの一方的な政教分離であり、宗教はかえって国家に左右される危うい存在になったに過ぎないのである。この状態は、モーリス・ブロック（Maurice Block）の言葉を借りれば、國家が宗教的事項を手中に収め、それを意のままに規律する「君主教皇主義」〔大石 1996 : 2〕に近い。すなわち、中共型政教分離の下ではもともと宗教信仰の自由自体、保証されるとは言い難いのである。チベット族にとっては、本来の政教分離でさえ社会の180度の転換を意味する。要は一般論の例外がここには存在するのである。しかし、理論上この政教分離ならばチベット族が求めてやまない宗教信仰の自由は守られるはずである。それに対して、中共型政教分離はチベットに180度の変容を迫った上に、その見返りともいべき宗教信仰の自由をきちんと保障できてはいない。さらに、中共が認めていたといふ「宗教信仰の自由」はチベット族の考える宗教を自由に信仰するという意味のものではないのである。宗教政策問題の核心はまさに、ここにある。

中共は建国以来文革期を除いて、常に宗教信仰の自由政策を党の基本政策と位置付けてきた。また、その政策を遂行すべく様々な個々の政策もうつてきた。それは紛れも無い事実である。にもかかわらず、宗教の自由を求める動きが無くならず、それどころか得てして暴力行為を伴なう程の事態になってしまうのは何故なのか。根本的要因のひとつは「宗教の自由」自体の解釈、定義付けが中共とチベット族もしくは一般的な解釈で異なっていることである。前者の解釈は「宗教に影響されることなく公民および国家が各種選択を行い得ること」であり、後者の解釈は大まかに言えば「宗教を自由に選択・信仰すること」を指す。基本的解釈が異なっていては、相互理解は生まれない。その上さらに、「宗教」自体の捉え方も全くことな

る。中共は社会主義が完成すれば消滅するものという前提の下、国家統一を担う統一戦線の対象であり、かつ国家統一を阻む可能性の高いものと考えている。それに対して、チベット族にとっての宗教は重要なアイデンティティーであり、生活の全てであり、社会道徳の根底のような位置にある。例えば、親が子供にやっていいことと悪いことを教えるのは国家や宗教を問わず万国共通であろう。この理由付けや由来の部分に宗教が深く関わっているのである。すなわち、日常生活の根底に意識的、無意識的に存在するのが彼らにとっての宗教といえる。そして、習慣や癖に見られるように、特に無意識的に存在するものほど定着し固定化しているのだから変更し難い。そこに中共は軍事力を背景において国家が宗教を厳重に管理する中共型政教分離へと変更を迫ったのである。

おわりに

本論は、これまで文革期を除き少数民族政策を積極的に行ってき中国において、なぜ民族問題が終息に向かわないのかという疑問から出発している。そしてそれに対して、政策が民族によっては彼らの尊厳（アイデンティティー）を傷つけるものになっているのではないかと考え、中国共産党的チベット政策、とりわけ宗教政策に焦点を絞って検証した。その分析は以下の2点に集約できる。

- ①チベットの伝統社会は政教一体であり、政教分離政策を掲げる中共の方針はそもそも彼らの社会に180度の転換をせまるものであったこと
- ②政教分離政策とは一般に、政治と宗教の双方がお互いに介入しないことをいうのに対し、中共のいう政教分離とは宗教が国家に介入することのみを禁じた一方向的なものにすぎず、むしろ国家が宗教に介入することは積極的であること

チベットは平均海拔が5000メートルを越す厳寒の地であり、過去に封建的農奴制を行った経験を持つ。チベットの民衆は人間の力ではどうにもならない自然界と対峙して生きていく中で神の加護を、また生まれながらにして決められた身分に甘んじねばならない現世で来世への希望を、チベット仏教に求めてきたのではなかろうか。だからこそ、時代がいかに変わろうともチベット仏教は廢

れることなく存続し、彼らにとって最も重要なアイデンティティーとして確立したのだといえよう。しかし中共はこの変え難い部分に武力を介して変容を迫ったのである。

今後、今までのような流血の惨事を回避するためには、まず中共が「政教分離原則」「宗教信仰の自由政策」などに内在する根本的矛盾をどう処理するかが重大な焦点となる。宗教が国家を揺るがそうとしている（ように見える）その根底には「宗教を自由に信仰したい」という願いがある。これは国家への切なる異議申し立てなのである。その願いが生命を厭わないほど強烈なものであることは誰の目にも明らかである。命を犠牲にできるほどの強い願いだからこそ、独立要求にまで発展するのである。国家が主体である今日の国際社会において、独立要求とは最後通牒にあたる。チベット族の宗教に対する願いはここまで来ている。パンチエン・ラマが1962年に執筆した七万言書の中で「勤勉で勇敢な民族ならば、自分の宗教と民族に対して深い信仰心と情熱と自尊心を持つだけでなく、命を犠牲にしてまでこの2つを守るであろう」[TIN 1997:63]と述べているように、この願いはどれだけ時間を経ても色褪せず、むしろ色濃くなっていくであろう。宗教だからこうなったのではない。相手の変え難い根本、すなわちアイデンティティーを理解せず力で解決しようとした結果がこれなのである。以下のパンチエン・ラマの指摘はまさに核心をついている。

問題解決における功績、能力、成果の大小から言えば、主として大きく、強く、先進的な民族が貢献すべきである。なぜなら、過去の歴史から引き継いできた良くない問題の大部分は、大きく、強く、先進的な民族の統治階級の悪い点から生じた各種の不合理な行いが、小さく、弱く、後進的民族の間に不満を感じさせ、その結果、各民族間に懐疑心、恨みなどが発生しておこったものだからである。（中略）まず原因を除きさえすれば結果はおのずと生じない。これは普遍的な法則である。それゆえ、この問題に関しては、大民族が真剣に努力するべきである。基本的に、大民族主義は攻撃的性質を持ち、地方民族主義は防御的性質を持つ。攻撃がなくなれば、防御も次第になくなるのである。[TIN 1997:62-63]

本論はこの普遍的法則を具体的に検証することを試みることで、政策自体というよりもむしろその本質にこそ、チベット族の尊厳を傷つけるような最大の問題が内在していたことを明らかにできたと考える。

最後に、今後の課題をしたい。それは漢族統治の特徴やその類似点、相違点の少数民族間の比較である。本論は民族ごとの分析が必要であると主張し、チベット族に絞って検証を試みたが、民族間の比較は行っていない。少数民族政策が一様であるがゆえに生じる問題こそが民族問題の根本的矛盾であることをより鮮明に描くには、事例研究によって論証しなければならない。この課題については、今後別稿を期したいと思う。

注

- 1) チベットは17世紀まで戦乱と仏教徒内部の抗争が続いており、地域ごとの有力な寺院（宗派）がその地域を統治していた。しかし、1641～42年にかけてモンゴル・ホショート部の首長グシ・ハーンの後押しにより、ダライ・ラマがチベット仏教全宗派を完全に統べる地位につき、さらに大チベット全土を政治的にも支配する地位にもついた。これによって、政教一体の社会制度が確立した〔グルンフェルド 1994:43-62〕。
- 2) 中国語の「差役」の邦訳は多少の力仕事もしくは兵役となる。しかしチベットの伝統的社会制度と照らし合わせると「(物資を背中で運ぶ)無料奉仕」とするのが適当と思われる。〔ダライ・ラマ 1989:97-98〕〔江平 1994:70-73〕。
- 3) チベット伝統社会における「イクツァン (Yig-tsang: 秘書官房)」を指すと思われる。イクツァンは内閣の傘下にある役所で、ダライ・ラマに対して直接責任を持ち、宗教に関する出来事や事務、僧官の任免などを担当する〔ダライ・ラマ 1989:90〕〔江平 1994:70-73〕。
- 4) 黄光学主編『当代中国的民族工作』上、p.397は3大領主を政府、僧院、農奴主とし土地の占有率をそれぞれ36%、34%、30%としている。上層ラマが僧院、貴族が農奴主にあたると思われる。
- 5) 原典は、鄧礼峰著『建国後軍事行動全録－戰

争秘聞』(山西人民出版社、1994、p 197) である。

- 6) この綱領は1949年10月1日の建国に先駆けて開催された中国政治協商会議にて採択された。実質的に1954年憲法のベースになっているため、憲法の枠で扱った。
- 7) 条文によると、「類推適用」とは、「反革命を目的としたその他の犯罪で本条例に規定されていない者は本条例の類似の罪に準じて処罰すること」である。
- 8) 条文によると「遡及効」とは「本条例施行以前の反革命犯罪者にも本条例の規定を適用する」ことである。
- 9) 中国では憲法制定および改正した際、その西暦の末尾2ケタをつけて呼ぶのが一般的である。したがって、本論文もそれにならった。なお、54年憲法は同年9月20日開催の第1期全国人民代表大会第1回会議で議決、即日公布された。

参照文献

- ベーツ、M. S. 1949 『信教の自由に関する研究』海老澤亮訳 教文館
 博崇蘭主編 1994 『拉薩史』中国社会科学出版社
 Dautsch, Karl W. 1974 *Politics and Government: How People Decide Their Fate.* Boston, Houghton Mifflin.
 ダライ・ラマ 1989 『チベットわが祖国—ダライ・ラマ自叙伝—』木村肥佐生訳 中公文庫
 丹增、張向明主編 1991 a 『当代中国的西藏』上 当代中国出版社
 — 1991 b 『当代中国的西藏』下 当代中国出版社
 グルンフェルド、A. トム 1994 『現代チベットの歩み』八巻佳子訳 東方書店
 龔学增主編 1998 『当代中国民族宗教問題研究』中共中央党校出版社
 黄光学主編 1993 a 『当代中国的民族工作』上 当代中国出版社
 — 1993 b 『当代中国的民族工作』下 当代中国出版社
 降辺嘉措 1991 『パンチャン・ラマ伝』池上正治訳 平河出版社

- 江平主編 1994 『中国民族問題的理論与実践』
中共中央党校出版社
- 国務院法制局編 1995 a 『中華人民共和国現行
法律行政彙編（1949-1994）』 上 中国法
制出版社
- 1995 b 『中華人民共和国現行法律行政彙
編（1949-1994）』 下 中国法制出版社
- ロック、ジョン 1963 『寛容についての書簡』
世界の名著27 生松敬三訳 中央公論社
- 呂建福 1991 「浅論宗教信仰自由政策在西藏的
実践」『西藏研究』 1991年2号
- 洛桑丹珍、赤来 1995 「西藏社会的発展進歩与
党的統一戦線」『西藏研究』 1995年3号
- 百地章 1997 「政教分離とは何か－争点の解明
－」 成文堂
- 毛里和子 1998 『周縁からの中国－民族問題と
国家－』 東京大学出版会
- 日本国際問題研究所中国部会編 1969 『新中国
資料集成』 第3巻 日本国際問題研究所
- 1970 『新中国資料集成』 第4巻 日本国
際問題研究所
- 大石眞 1996 『憲法と宗教制度』 有斐閣
- 大久保泰 1971 『中国共産党』 下 原書房
- 島田政雄 1978 『チベット－その社会と現代
－』 三省堂
- 佐藤司 1998 a 「信教の自由」大学教育社編『新
訂版 現代政治学事典』 ブレーン出版
- 1998 b 「政教分離政策」大学教育社編『新
訂版 現代政治学事典』 ブレーン出版
- TIN (Tibet Information Network) ed. 1997 A Poi-
soned Arrow : The Secret Report of the 10th
Panchen Lama. London, Tibet Information
Network.
- 王慶山 1993 「毛沢東与西藏革命」『西藏研究』
1993年4号
- 陰法唐 1994 「毛沢東同志的音容永遠激励西藏
人民」『西藏研究』 1994年1号
- 葉魯、禾示 1959 「チベットの封建的農奴制の
分析」『アジア経済旬報』 第395号
- 中共中央文献研究室総合研究組・国務院宗教事務
局政策法規司編 1995 『新時期宗教工作
文献選編』 宗教文化出版社

コメント

中国はこの20年間世界記録的な経済発展をとげているが、影となる部分がいくつかある。その1つが少数民族問題である。それは中国共産党が長年求めてきた国民統合を危うくさせる可能性さえ秘めている。小林論文はチベットに対する中国共産党の支配を分析することでこの問題に迫る準備を行おうとするものである。

焦点は2つ。1つは中共のチベット支配と統治のあり様の分析、第2はその統治下でチベット社会がどのように変容したかである。後者については宗教政策と教育政策の分析からみようとするものである。

第1章はいわば序章で、中共の国民統合のための少数民族全般に対する政策を扱っている。第2章はその補完部分とみてよいが、その政策を推進させる動機が国際環境の中にあるとみる。朝鮮戦争、日ソ対立、中印国境紛争などが少数民族政策を加速させていった経緯が分析されている。

第3章に上記の2つの焦点が取扱われている。1節では中共の軍事進攻と交通網の整備、2節ではチベットに対する統治組織と最高権力者の出自を詳細に分析している。とくに最高権力者の出自の整理は修士論文の白眉で、ほとんど漢民族党员、しかも軍人であることをつきとめた。チベット族幹部の登用が始まるのがやっと1980年末から。しかも、彼等はチベット内のチベット人ではなく、漢文化を受け入れたと思われる青海省、四川省などに居住するチベット人であるらしい。

以上の分析のあと、3節で宗教政策を、4節で教育政策を取り扱う。この論集に掲載されているのは、3節である。伝統的チベット社会はチベット仏教を基礎に置いている。人々の精神構造、物の考え方、政治形態などいわば存在そのものがチベット仏教により律せられてきた。チベット人のアイデンティティはまさにチベット仏教であった。これに対し、中共は政教分離政策を打ち出した。その内容は5つあり、民族と宗教の分離、信仰と宗教制度の分離、宗教と行政の分離、宗教と教育の分離、党内と党外の分離（党员の宗教信仰の禁止）である。中共は政治、社会制度のみならず、チベット人の心の中にまで手を入れ込んだのである。これが民族的憎悪を作る結果となっていると結論づけている。

論証は邦文、中国語文献、英語文献を駆使し、上等な出来ばえである。

少数民族問題は資本主義的近代化の過程で悲惨な歴史的経験を生み出している。日本の北海道のアイヌ・台湾の高山族統治、アメリカの黒人奴隸問題、ロシアのソヴィエト革命下の少数民族などなど枚挙にいとまがない。近代化過程で発生した歴史的経験と中国共産党が行ってきた少数民族統治とを比較考証すると21世紀のこれから歴史の歩みに、何らかの示唆が生まれるほど重要な課題である。研鑽を希望する。

（小島麗逸）